

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく農地の権利取得にかかる許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

No.	農業委員会で審査する項目	満たすべき内容	農地法第3条第2項
1	全部効率利用要件	今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること	第1号
2	農地所有適格法人要件	法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと	第2号
3	農作業常時従事要件	申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること	第4号
4	下限面積要件	今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること	第5号
5	地域調和要件	今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと	第7号

<農地所有適格法人要件>

農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農地所有適格法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

<下限面積要件>

経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。浦幌町農業委員会では、町内の平均的な経営規模を勘案し農地法で定められている「2ha」となっています。